

# 邁進



発行責任者 / 小林 政 氏  
発行 日 / 2019年 11月 1日

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

KOBAYASHI GORDON

## 小林合同会計

代表社員 税理士 小林 政 氏    代表社員 税理士 小林 政 仁  
税理士 山野 基 尚    税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計  
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

社報タイトル「邁進」は社内で掲げる2019年の標語です。

## 12月の税務

### ● 12月10日

1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期の特例を受けている方の住民税の特別徴収税額の納付（6月～11月分）

### ● 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

2. 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出  
提出先…給与の支払者経由，その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

### ● 本年最後の給与の支払をするとき

3. 給与所得の年末調整

### ● 翌年1月6日

4. 10月決算法人の確定申告  
＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
5. 1月，4月，7月，10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告  
＜消費税・地方消費税＞
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告  
＜消費税・地方消費税＞
7. 4月決算法人の中間申告  
＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
8. 消費税の年税額が400万円超の1月，4月，7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
9. 消費税の年税額が4，800万円超の9月，10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）  
＜消費税・地方消費税＞

## 年末調整時の注意点 ～2018年分税制改正を踏まえて～

### <2018年税制改正 2020年開始>



#### ① 基礎控除

基礎控除の額が最大48万円に引き上げられることになりました。

ただし、48万円の基礎控除額が適用されるのは合計所得金額が2,400万円（年収2,595万円）以下の場合に限られます。合計所得金額が2,400万円を超えると、基礎控除の額は段階的に引き下げられ、2,500万円（年収2,695万円）を超えた場合は控除対象から外れることとなります。

合計所得金額別の基礎控除の額は以下の表のようになります。

合計所得金額	基礎控除額	
	2019年分	2020年以降分
2,400万円以下	38万円（33万円）	48万円（43万円）
2,400万円超 2,450万円以下		32万円（29万円）
2,450万円超 2,500万円以下		16万円（15万円）
2,500万円超		—

※（ ）内は、住民税の計算に使用される基礎控除の額

合計所得金額が2,500万円（年収2,695万円）以下の場合、新たに「給与所得者の基礎控除申告書」の提出義務が発生します。※【別紙】図2参照

#### ② 給与所得控除

給与所得控除額が、2020年より一律10万円引き下げられることになりました。

また、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額は850万円（改正前：1,000万円）とされ、同時に、その給与所得控除の上限額が195万円（改正前：220万円）に引き下げられます。

つまり、2020年から、給与の収入金額が850万円を超える場合には増税となってしまいます。給与等の収入金額別の給与所得控除の額は以下の表のようになります。

給与等の収入金額（年収）	給与所得控除額	
	2019年分	2020年以降分
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限額）
1,000万円超	220万円（上限額）	



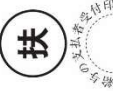
【別紙】2018年改正に伴い変更・新設する書類

(図1) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

2020年分を、今年(2019年分)の年末調整に際し記入します。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所得税務若長等 税務若長 市区町村長		給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の法人(個人)番号 給与の支払者の所在地(住所)		(フリガナ) あなたの氏名 あなたの個人番号 あなたの住所又は居所		あなたの住所(〒) 番 号 あなたの氏名 あなたの職名 配偶者の有無		あなたの住所(〒) 年 月 日 扶養控除等申告書の提出(提出していない場合は「なし」を記入)	
あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなたが障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当しない場合は、以下の各欄に記入する必要があります。									
区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由 (記載しない場合は「なし」を記入)				
源泉控除対象配偶者 (注1)	1	〇	〇	〇	〇				
	2	〇	〇	〇	〇				
	3	〇	〇	〇	〇				
	4	〇	〇	〇	〇				
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者(1) 障害者(2)	障害者(1) 障害者(2)	障害者(1) 障害者(2)	障害者(1) 障害者(2)	障害者(1) 障害者(2)				
配偶者、寡婦、寡夫又は勤労学生	配偶者(1) 配偶者(2)	配偶者(1) 配偶者(2)	配偶者(1) 配偶者(2)	配偶者(1) 配偶者(2)	配偶者(1) 配偶者(2)				
他の所得者が扶養親族等	氏名 住所 生年月日	氏名 住所 生年月日	氏名 住所 生年月日	氏名 住所 生年月日	氏名 住所 生年月日				
住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者若しくは市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています)									
16歳未満の扶養親族(平17.4.2以後生)	氏名		個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由			
1									
2									
3									
単身児童扶養者									
氏名		個人番号		生年月日		住所又は居所		異動月日及び事由	



① この申告書は、あなたの給与について源泉控除、寡婦若寡夫控除などの控除を受けるために提出するものです。  
 ② この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人以外の人を指します。  
 ③ 必ず、あなたが扶養親族に該当するかどうかを、この申告書の「扶養親族等申告書の提出(提出していない場合は「なし」を記入)」欄に記入してください。  
 ④ この申告書は、あなたが扶養親族に該当するかどうかを、この申告書の「扶養親族等申告書の提出(提出していない場合は「なし」を記入)」欄に記入してください。  
 ⑤ この申告書は、あなたが扶養親族に該当するかどうかを、この申告書の「扶養親族等申告書の提出(提出していない場合は「なし」を記入)」欄に記入してください。

- ※ A : 「注1」欄は②の改正に伴い、配偶者の合計所得金額の部分が「85万円以下」→「95万円以下」へ変更となりました。
- ※ A : 「注2」欄は②の改正に伴い、扶養親族の合計所得金額の部分が「38万円以下」→「48万円以下」へ変更となりました。
- ※ B : 「単身児童扶養者」欄は④の改正に伴い追加されました。



(図2) 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の 名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名	①
給与の支払者の 法人番号	
給与の支払者の 所在地(住所)	
税務署長	

～記載に当たってのご注意～

◎「基礎控除申告書」については、次の場合に対応して記載してください。  
 ① あなたの本年分の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年分の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」に「配偶者控除等申告書」の欄を記載してください。  
 ② 上記①以外で、かつ、あなたの本年分の合計所得金額の見積額が500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。  
 ◎「所得金額調整控除申告書」については、年次調整において所得金額調整控除の適用を受け、所得金額が20万円以下で、かつ、あなたの本年分の収入金額が50万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◎ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算  
 所得の種類 収入金額 所得金額  
 (表面4(1)を参照)

(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外 の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		

◎ 控除額の計算

判	900万円以下	(A)	
	900万円超 950万円以下	(B)	48万円
	950万円超 1,000万円以下	(C)	
	1,000万円超 2,400万円以下		
定	2,400万円超 2,450万円以下		32万円
	2,450万円超 2,500万円以下		16万円

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

税制改正を反映  
今後、マイサ  
の調整などを行う場合があります。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

◎ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。  
 ◎ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～③に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名 (フリガナ)	配偶者の生年月日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合は配偶者の住所又は居所	明・大 配・平 新・居 住・者 である配偶者

◎ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		
(2) 給与所得以外 の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		

◎ 控除額の計算

判	48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和26.1.1以前生)	①
定	48万円以下かつ年齢70歳未満	②
	48万円超95万円以下	③
	95万円超133万円以下	④

※ 左の控除額の計算の表を参考に記載してください。

た様式イメージです。  
の調整などを行う場合があります。

◎ 控除額の計算

区分Ⅱ

①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(*印の金額))
95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下
110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下
125万円以下	130万円以下	135万円以下	140万円以下
A	48万円	38万円	38万円
B	32万円	26万円	31万円
C	16万円	13万円	21万円
摘要	配偶者控除	配偶者特別控除	

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

◎ 年次調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。  
 ◎ 年次調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	(右の★欄のみを記載)	(右の★欄及び☆欄を記載)	(右の★欄及び☆欄を記載)	(右の★欄のみを記載)
☆ あなた自身が特別障害者	扶養親族等	同一生計配偶者	扶養親族等	扶養親族等
☆ 同一生計配偶者	扶養親族等	同一生計配偶者	扶養親族等	扶養親族等
☆ 扶養親族が特別障害者	扶養親族等	同一生計配偶者	扶養親族等	扶養親族等
☆ 扶養親族が年齢70歳未満(70.1.2以後生)	扶養親族等	同一生計配偶者	扶養親族等	扶養親族等

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと年計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得の場合は、給与の収入金額が503万円以下)の人をいいます。

- ※ C : 「給与所得者の基礎控除申告書」欄は①の改正に伴い追加されました。
- ※ D : 「給与所得者の配偶者等申告書」欄は②の改正に伴い、合計所得金額の要件の範囲に変更が生じます。
- ※ E : 「所得金額調整控除申告書」欄は③の改正に伴い追加されました。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。





### ③ 所得金額調整控除

上記②の改正に伴い、一定の給与等の収入の金額が850万円超1,000万円以下の層の税負担を軽減するため、次のいずれかの要件に該当する場合には、所得金額調整控除として、 $(\text{給与等の収入金額} - 850 \text{万円}) \times 10\%$ を給与所得の金額から控除することとなりました。

1. 自身が特別障害者である
2. 同一生計配偶者が特別障害者である
3. 扶養親族が特別障害者である
4. 扶養親族が年齢23歳未満(平10.1.2以後生)である

この控除の適用を受けるためには、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

※【別紙】図2参照

### ④ 単身児童扶養者

税制改正で、「単身児童扶養者(未婚のひとり親・・・寡婦等でなくても対象)」に該当する場合も、住民税の非課税措置の対象になりました。

そのため、住民税に関する事項に「単身児童扶養者」欄が追加されました。

※【別紙】図1参照



## インフルエンザ予防のため

## 手洗いを心がけましょう



### <正しい手の洗い方>

手洗いの前に

- ・爪を短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

- ①流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- ②手の甲をのばすようにこすります。
- ③指先・爪の間を念入りにこすります。
- ④指の間を洗います。
- ⑤親指と手のひらをねじり洗いします。
- ⑥手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルで水分をよく拭き取って乾かします。

## キャッシュレス・消費者還元事業とは

お近くの対象店舗(主に中小・小規模事業者)で、クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコードなどキャッシュレス決済手段で代金を支払うと、ポイント還元が受けられる制度です。(※原則として、購買金額の5%を還元。フランチャイズチェーン参加の中小・小規模店舗等では2%を還元)

2019年10月1日(火)の消費税率引上げに伴い、政府が需要平準化対策として消費税率引上げ後の9カ月間に限り、推進する制度となっております。

## 還元対象期間

2019年10月1日(火)~2020年6月30日(火)までのご利用分が対象です。

## 還元率

中小企業・小規模事業者が運営する店舗：**5%還元**

コンビニなどのフランチャイズチェーン店舗：**2%還元**

